

久留米市民生委員・児童委員 審査基準

- 1 民生委員・児童委員の推薦にあたっては、個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者を選任すること。
- 2 次の各号に掲げる要件を備えている者を選任すること。なお、審査にあたっては、一般的な地域住民を基準とする。
 - (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者。
 - (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
 - (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を得られる者
 - (4) 児童及び妊産婦の保護、保険その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者。
- 3 多くの役職を兼務し、民生委員・児童委員としての職務を遂行するうえで支障があると予測される者は、選任しないよう留意すること。
- 4 再任する場合には、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。
- 5 将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の者を選任するよう努めること。なお、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。
- 6 民生委員・児童委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 7 貸金業を職業とする者については、生活福祉資金の貸付に係る相談業務等、民生委員の職務が金銭に関係する分野もあることから、選任にあたっては特に留意すること。
- 8 常勤の公務員、会社員等を選任するにあたっては、任命権者又は雇用主の承諾が得られ、民生委員・児童委員活動に支障のない者であること。なお、常勤とは、雇用の形態に関わらず、任命権者又は雇用主が定める所定労働時間を勤務する就業形態をいう。
- 9 国会議員及び県議会議員、市議会議員を民生委員・児童委員として選任することについては、民生委員法第16条の趣旨に照らした結果、適当でないこと。
- 10 推薦会には、必要に応じ地区民生委員推薦協議会の委員長等の出席を求め、選任事情の説明を求めることがあること。

久留米市主任児童委員審査基準

- 1 主任児童委員の推薦にあたっては、個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者を選任すること。
- 2 次の各号に掲げる要件のほか、児童福祉に関する理解と熱意を有し、専門的な知識と経験を持ち、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選任すること。
なお、審査にあたっては、一般的な地域住民を基準とする。
 - (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者。
 - (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
 - (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を得られる者
 - (4) 児童及び妊産婦の保護、保険その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者。
- 3 多くの役職を兼務し、主任児童委員としての職務を遂行するうえで支障があると予測される者は、選任しないよう留意すること。
- 4 再任する場合には、主任児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。
- 5 原則として65歳未満の者を選任するよう努めること。なお、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。
- 6 女性の積極的な登用に努め、民生委員児童委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- 7 常勤の公務員、会社員等を選任するにあたっては、任命権者又は雇用主の承諾が得られ、主任児童委員活動に支障のない者であること。なお、常勤とは、雇用の形態に関わらず、任命権者又は雇用主が定める所定労働時間を勤務する就業形態をいう。
- 8 国会議員及び県議会議員、市議会議員を主任児童委員として選任することについては、民生委員法第16条の趣旨に照らした結果、適当でないこと。
- 9 推薦会には、必要に応じ地区民生委員推薦協議会の委員長等の出席を求め、選任事情の説明を求めることがあること。